

第33回 定例総会議事録

1. 日 時 令和5年12月11日（月）午後2時30分招集

2. 場 所 市役所本庁舎8階 大会議室

3. 出席委員

14名

1番 朝来野 清 2番 阿部 清 3番 大野 功二
4番 平山 孝行 5番 得丸 芳昭 6番 齊藤 耕一
7番 秋吉 和行 8番 加藤 隆生 9番 齊木 清範
10番 長尾 栄作 11番 脇 文夫 12番 筒井 昌一
13番 二宮 ナミ子 14番 中園 公雄

4. 欠席委員

0名

なし

5. 事務局

事務局職員 4名

事務局

ただいまより第33回定例総会を始めさせていただきます。まず始めに朝来野会長からご挨拶をお願いいたします。

朝来野会長

（あいさつ）

事務局

それでは大分市農業委員会総会規則第3条の規定により、会長が議長を務めることとなっておりますので、会長に議長をお願いいたします。

議長

それでは、第33回定例総会を開会いたします。

本日の出席者は14名、欠席者はありません。農業委員会等に関する法律第27条第3項に定められている過半数を満たしています。

次に、議事録署名委員及び書記の指名を行います。議長から指名させて頂いてよろしいでしょうか。

	(異議なし)
議長	<p>それでは、議事録署名委員に2番阿部委員さん、7番秋吉委員さん、書記は事務局の小野さんをお願いします。</p> <p>では、議案の審議に入ります。</p> <p>まず、1ページ 第1号議案 農地法第3条許可申請 1番について、植田地区の委員さんは現地調査報告と地区審議会での意見を報告してください。</p>
8番加藤委員	<p>申請地の地番、地積、申請者等については議案の通りです。現地調査報告です。申請地は、鴛野小学校より西へ約200mの距離に位置した農地であり、現地はカキ、スモモが栽培されていました。譲受人の経営状況・営農計画です。譲受人は、申請地においてカキ、ウメを栽培予定です。農機具は草刈機を3台、トラクター、コンバイン、田植機を各1台所有しています。なお、契約成立後の経営面積は約28aとなります。</p> <p>地区審議会で審議したところ、すべての項目で問題なく許可相当との意見でした。</p>
議長	<p>ただいまの報告について、質問・意見はありませんか。</p> <p>(質問・意見なし)</p>
議長	<p>なければ2番について、植田地区の委員さんは現地調査報告と地区審議会での意見を報告してください。</p>
8番加藤委員	<p>申請地の地番、地積、申請者等については議案の通りです。現地調査報告です。申請地は、新生支援学校より南へ約50mの距離に位置した農地であり、現地は保全管理の状態でした。譲受人の経営状況・営農計画です。譲受人は新規就農の社会福祉法人で、申請地において施設を利用している児童の農業体験を目的にハウレンソウ、ニンジン、エダマメ、</p>

議長	<p>ジャガイモを栽培予定です。農機具は乗用消毒散布機、乗用草刈機、運搬車、管理機を各1台所有、管理機を1台導入予定です。なお、契約成立後の経営面積は約8a となります。</p> <p>地区審議会で審議したところ、すべての項目で問題なく許可相当との意見でした。</p> <p>ただいまの報告について、質問・意見はありませんか。</p> <p>(質問・意見なし)</p>
議長	<p>なければ2ページ 3番について、植田地区の委員さんは現地調査報告と地区審議会での意見を報告してください。</p>
8番加藤委員	<p>申請地の地番、地積、申請者等については議案の通りです。現地調査報告です。申請地は、植田小学校より南へ約750m の距離に位置した農地であり、現地の2筆は保全管理、1筆は稲刈り後の状態でした。譲受人の経営状況・営農計画です。譲受人は新規就農者で、隣接する空き家に移住し、申請地の2筆はシイタケ、1筆は水稻を栽培予定です。農機具は草刈機を2台、耕運機、トラクター、軽トラック、田植機、乾燥機を各1台所有しています。なお、契約成立後の経営面積は約18a となります。</p> <p>地区審議会で審議したところ、すべての項目で問題なく許可相当との意見でした。</p>
議長	<p>ただいまの報告について、質問・意見はありませんか。</p> <p>(質問・意見なし)</p>
議長	<p>なければ4番について、野津原地区の委員さんは現地調査報告と地区審議会での意見を報告してください。</p>

7番秋吉委員	<p>申請地の地番、地積、申請者等については議案の通りです。現地調査報告です。申請地は、道の駅のつはるより北東へ約1.1kmの距離に位置した農地であり、現地は保全管理の状態でした。譲受人の経営状況・営農計画です。譲受人は新規就農者で、隣接する空き家に移住し、申請地においてトマトを栽培予定です。農機具は草刈機を1台所有、管理機を1台導入予定です。なお、契約成立後の経営面積は約1aとなります。</p> <p>地区審議会で審議したところ、すべての項目で問題なく許可相当との意見でした。</p>
議長	<p>ただいまの報告について、質問・意見はありませんか。</p> <p>(質問・意見なし)</p>
議長	<p>なければ3ページ 5番について、野津原地区の委員さんは現地調査報告と地区審議会での意見を報告してください。</p>
7番秋吉委員	<p>申請地の地番、地積、申請者等については議案の通りです。現地調査報告です。申請地は、道の駅のつはるより1筆は北東へ約500m、その他は北西へ約350m 圏内に点在する農地であり、現地の1筆は一部にナンテンが栽培され全体的に保全管理、2筆はハクサイ、ジャガイモ等の露地野菜が栽培され、その他は保全管理の状態でした。譲受人の経営状況・営農計画です。譲受人は新規就農者で、隣接する空き家に移住し、申請地において1筆はジャガイモ、2筆はハクサイ、1筆はタマネギ、1筆はトマト、3筆はカボスを栽培予定です。農機具は耕運機、管理機、噴霧器を各1台、草刈機を3台所有しています。なお、契約成立後の経営面積は約36aとなります。</p> <p>地区審議会で審議したところ、すべての項目で問題なく許可相当との意見でした。</p>
議長	<p>ただいまの報告について、質問・意見はありませんか。</p>

	(質問・意見なし)
議長	なければ4ページ 1番について、大南地区の委員さんは現地調査報告と地区審議会での意見を報告してください。
10番長尾委員	申請地の地番、地積、申請者等については議案の通りです。現地調査報告です。申請地は、戸次中学校より北へ約450mの距離に位置した農地であり、現地は保全管理の状態でした。譲受人の経営状況・営農計画です。譲受人は新規就農者で、申請地においてジャガイモ、ラッカセイ、サツマイモを栽培予定です。農機具は耕うん機、草刈機を各1台所有しています。なお、契約成立後の経営面積は約7aとなります。 地区審議会で審議したところ、すべての項目で問題なく許可相当との意見でした。
議長	ただいまの報告について、質問・意見はありませんか。
	(質問・意見なし)
議長	なければ2番について、大南地区の委員さんは現地調査報告と地区審議会での意見を報告してください。
9番齊木委員	申請地の地番、地積、申請者等については議案の通りです。現地調査報告です。申請地は、吉野小学校より北へ約600mの距離に位置した農地であり、現地はカキ、ウメ、クリが栽培されていました。譲受人の経営状況・営農計画です。譲受人は、申請地においてカキ、ブドウを栽培予定です。農機具は耕うん機を2台、トラクター、自走式草刈機を各1台所有しています。なお、契約成立後の経営面積は約62aとなります。 地区審議会で審議したところ、すべての項目で問題なく許可相当との意見でした。

議長	<p>ただいまの報告について、質問・意見はありませんか。</p> <p>(質問・意見なし)</p>
議長	<p>なければ5ページ 3番について、大南地区の委員さんは現地調査報告と地区審議会での意見を報告してください。</p>
9番齊木委員	<p>申請地の地番、地積、申請者等については議案の通りです。現地調査報告です。申請地は、吉野中学校の西側700mの範囲に点在する農地であり、現地の2筆は稲刈り後の状態で、1筆はイチジク、クリ、ウメ、1筆はカキ、1筆はビワ、ウメ、3筆はウメ、クリ、1筆はイチジク、スモモが栽培されていました。譲受人の経営状況・営農計画です。譲受人は、申請地の3筆では水稲、3筆ではキクイモ、3筆ではウメ、クリを栽培予定です。農機具はトラクター、クローラー運搬車、選果機、農薬噴霧器を各1台所有、田植機、コンバインを各1台借用しています。なお、契約成立後の経営面積は約92aとなります。</p> <p>地区審議会で審議したところ、すべての項目で問題なく許可相当との意見でした。</p>
議長	<p>ただいまの報告について、質問・意見はありませんか。</p> <p>(質問・意見なし)</p>
議長	<p>なければ4番について、大南地区の委員さんは現地調査報告と地区審議会での意見を報告してください。</p>
10番長尾委員	<p>申請地の地番、地積、申請者等については議案の通りです。現地調査報告です。申請地は、大南市民センターより南東へ約1kmの距離に位置した農地であり、現地はウメ、カボス、カキが栽培されていました。譲</p>

<p>議長</p>	<p>受人の経営状況・営農計画です。譲受人は新規就農者で、申請地においてタマネギ、ナス、キュウリ、ダイコンを栽培予定です。農機具は草刈機、鍬を各1台導入予定です。なお、契約成立後の経営面積は約4a となります。</p> <p>地区審議会で審議したところ、すべての項目で問題なく許可相当との意見でした。</p> <p>ただいまの報告について、質問・意見はありませんか。</p> <p>(質問・意見なし)</p>
<p>議長</p>	<p>なければ6ページ 1番について、佐賀関地区の委員さんは現地調査報告と地区審議会での意見を報告してください。</p>
<p>4番平山委員</p>	<p>申請地の地番、地積、申請者等については議案の通りです。現地調査報告です。申請地は、旧大志生木小学校より東へ約800m の距離に位置した農地であり、現地はイチジク、クリ、ミカン、カキ、キンカンが栽培されており、一部に農業用倉庫が設置されていました。譲受人の経営状況・営農計画です。譲受人は新規就農者で、申請地においてミカン、カキを栽培予定です。農機具は耕うん機、草刈機を各1台所有しています。なお、契約成立後の経営面積は約4a となります。</p> <p>地区審議会で審議したところ、すべての項目で問題なく許可相当との意見でした。</p>
<p>議長</p>	<p>ただいまの報告について、質問・意見はありませんか。</p> <p>(質問・意見なし)</p>
<p>議長</p>	<p>なければ2番について、大在地区の委員さんは現地調査報告と地区審議会での意見を報告してください。</p>

2番阿部委員	<p>申請地の地番、地積、申請者等については議案の通りです。現地調査報告です。申請地は、大在小学校より南へ約650mの距離に位置した農地であり、現地はカキ、ビワ等の果樹が栽培されていました。譲受人の経営状況・営農計画です。譲受人は、申請地においてカボスを栽培予定です。農機具は草刈機を2台、耕うん機を1台所有しています。なお、契約成立後の経営面積は約25aとなります。年間150日ほど従事しているそうです。</p> <p>地区審議会で審議したところ、すべての項目で問題なく許可相当との意見でした。</p>
議長	<p>ただいまの報告について、質問・意見はありませんか。</p> <p>(質問・意見なし)</p>
議長	<p>なければ7ページ 3番について、坂ノ市地区の委員さんは現地調査報告と地区審議会での意見を報告してください。</p>
3番大野委員	<p>申請地の地番、地積、申請者等については議案の通りです。現地調査報告です。申請地は、大分東高等学校より東へ約660mの距離に位置した農地であり、現地は保全管理の状態でした。譲受人の経営状況・営農計画です。譲受人は新規就農者で、近隣の空き家に移住し、申請地においてハクサイ、ダイコン、タマネギ、ナス等を栽培予定です。農機具は草刈機を1台導入予定です。なお、契約成立後の経営面積は約0.9aとなります。</p> <p>地区審議会で審議したところ、すべての項目で問題なく許可相当との意見でした。</p>
議長	<p>ただいまの報告について、質問・意見はありませんか。</p>

	(質問・意見なし)
議長	なければ4番について、佐賀関地区の委員さんは現地調査報告と地区審議会での意見を報告してください。
14番中園委員	申請地の地番、地積、申請者等については議案の通りです。現地調査報告です。申請地は、JR 幸崎駅より南へ約700m の距離に位置した農地であり、現地は保全管理の状態でした。譲受人の経営状況・営農計画です。譲受人は、申請地においてカキを栽培予定です。農機具は草刈機を2台、自走式草刈機を1台所有しています。なお、契約成立後の経営面積は約76a となります。 地区審議会で審議したところ、すべての項目で問題なく許可相当との意見でした。
議長	ただいまの報告について、質問・意見はありませんか。
	(質問・意見なし)
議長	なければ8ページ 5番について、坂ノ市地区の委員さんは現地調査報告と地区審議会での意見を報告してください。
3番大野委員	申請地の地番、地積、申請者等については議案の通りです。現地調査報告です。申請地は、丹生小学校より西へ約1.4km の距離に位置した農地であり、現地は耕起されていきました。譲受人の経営状況・営農計画です。譲受人は、申請地においてジャガイモを栽培予定です。農機具は草刈機を2台、ミニ耕うん機を1台所有しています。なお、契約成立後の経営面積は約19a となります。 地区審議会で審議したところ、すべての項目で問題なく許可相当との意見でした。

議長	<p>ただいまの報告について、質問・意見はありませんか。</p> <p>(質問・意見なし)</p>
議長	<p>なければ、9ページ 農地法第4条許可申請 1番について、鶴崎地区の委員さんは現地調査報告と地区審議会での意見を報告してください。</p>
12番筒井委員	<p>申請地の地番、地積、申請者等については議案の通りです。現地調査報告です。申請地は、松岡小学校より南西へ約1.2kmの距離に位置する農地であり、現地は貸駐車場として小さな瓦礫が混ざった土の状態であったが保全管理されていました。転用者の状況です。本申請は、農家住宅として利用するものです。農地区分です。申請地は、おおむね10ヘクタール以上の規模の一団の農地の区域内にある農地であるため、第1種農地に該当します。</p> <p>地区審議会で審議したところ、すべての項目で問題なく許可相当との意見でした。</p>
議長	<p>ただいまの報告について、質問・意見はありませんか。</p> <p>(質問・意見なし)</p>
議長	<p>なければ、10ページ 農地法第5条許可申請 1番について、植田地区の委員さんは現地調査報告と地区審議会での意見を報告してください。</p>
8番加藤委員	<p>申請地の地番、地積、申請者等については議案の通りです。現地調査報告です。申請地は、横瀬小学校より北東に約410mの距離に位置する農地であり、現地は稲刈り後の状態でした。転用者の状況です。本申請は、有料老人ホーム等の経営事業を営む法人が有料老人ホーム、デイサービス、ヘルパーステーションとして利用するものです。農地区分です。申請地は、農地の広がりもなく、効率的な営農に適さない農地であ</p>

<p>議長</p>	<p>るため、その他の農地（第2種農地）に該当します。</p> <p>地区審議会で審議したところ、すべての項目で問題なく許可相当との意見でした。</p> <p>ただいまの報告について、質問・意見はありませんか。</p> <p>（質問・意見なし）</p>
<p>議長</p>	<p>なければ11ページ 1番について、坂ノ市地区の委員さんは現地調査報告と地区審議会で意見を報告してください。</p>
<p>3番大野委員</p>	<p>申請地の地番、地積、申請者等については議案の通りです。現地調査報告です。申請地は、丹生小学校より南西に約1.6kmの距離に位置する農地であり、現地は保全管理の状態でした。転用者の状況です。本申請は、分家住宅として利用するものです。農地区分です。申請地は、おおむね10ヘクタール以上の規模の一団の農地の区域内にある農地であるため、第1種農地に該当します。</p> <p>地区審議会で審議したところ、すべての項目で問題なく許可相当との意見でした。</p>
<p>議長</p>	<p>ただいまの報告について、質問・意見はありませんか。</p> <p>（質問・意見なし）</p>
<p>議長</p>	<p>なければ12ページ 1番について、鶴崎地区の委員さんは現地調査報告と地区審議会で意見を報告してください。</p>
<p>12番筒井委員</p>	<p>申請地の地番、地積、申請者等については議案の通りです。現地調査報告です。申請地は、松岡小学校より北東に約1.3kmの距離に位置する農地であり、現地は保全管理の状態でした。転用者の状況です。本申請</p>

議長	<p>は、建築業等を営む法人が資材置場用地として利用するものです。農地区分です。申請地は、農地の広がりもなく、効率的な営農に適さない農地であるため、その他の農地（第2種農地）に該当します。</p> <p>地区審議会で審議したところ、すべての項目で問題なく許可相当との意見でした。</p> <p>これまでの報告について、質問・意見はありませんか。</p> <p>（質問・意見なし）</p>
議長	<p>なければ、第1号議案について採決します。</p> <p>第1号議案について、許可することに賛成の方は挙手をお願いします。</p> <p>（全員挙手）</p>
議長	<p>全員賛成ですので、第1号議案について、農地法第3条許可申請は許可することとし、農地法第4条及び第5条許可申請は許可相当とします。</p> <p>次に、13ページ 第2号議案 旧農業経営基盤強化促進法第15条第4項に基づく農用地利用集積計画の策定要請について審議します。</p> <p>1番について、大南地区の委員さんは現地調査報告と地区審議会での意見を報告してください。</p>
10番長尾委員	<p>申請地の地番、地積、申請者等については議案の通りです。現地調査報告です。申請地は、上戸次小学校より北東へ約1.4kmの距離に位置した農地であり、現地は保全管理されていました。利用権設定を受ける者の経営状況・営農計画です。借受人は認定農業者で、申請地において水稻を栽培予定です。農機具はトラクターを2台、田植機、コンバインを各1台所有しています。利用権設定後の経営面積は約125a となります。</p> <p>地区審議会で審議したところ、すべての項目で問題なく承認相当との意見でした。</p>

議長	<p>ただいまの報告について、質問・意見はありませんか。</p> <p>(質問・意見なし)</p>
議長	<p>なければ14ページ 1番について、鶴崎地区の委員さんは現地調査報告と地区審議会での意見を報告してください。</p>
5番得丸委員	<p>申請地の地番、地積、申請者等については議案の通りです。現地調査報告です。申請地は、川添小学校より南西へ約1kmの距離に位置した農地であり、現地の3筆はニラが栽培されており、1筆はネギ、ダイコン、タマネギが栽培されていました。利用権設定を受ける者の経営状況・営農計画です。借受人は認定農業者及び農地所有適格法人で、申請地においてニラを栽培予定です。農機具はトラクターを7台、定植機を4台、防除機を3台、管理機を1台所有しています。利用権設定後の経営面積は約256aとなります。</p> <p>地区審議会で審議したところ、すべての項目で問題なく承認相当との意見でした。</p>
議長	<p>これまでの報告について、質問・意見はありませんか。</p> <p>(質問・意見なし)</p>
議長	<p>なければ、第2号議案について採決します。</p> <p>第2号議案について、承認することに賛成の方は挙手をお願いします。</p> <p>(全員挙手)</p>
議長	<p>全員賛成ですので、第2号議案は承認します。</p> <p>次に、15ページ 第3号議案 旧農業経営基盤強化促進法第18条第1項</p>

<p>11番脇委員</p>	<p>に基づく農用地利用集積計画作成のための審議を行います。</p> <p>1番について、植田地区の委員さんは現地調査報告と地区審議会での意見を報告してください。</p> <p>申請地の地番、地積、申請者等については議案の通りです。現地調査報告です。申請地は、歴史資料館より北西へ約550mの距離に位置した農地であり、現地の1筆はタマネギ、イチジク、ブルーベリーが栽培され、1筆は保全管理されていました。利用権設定を受ける者の経営状況・営農計画です。借受人は新規就農者で、申請地においてタマネギ、ジャガイモ、サトイモ、カボチャ、エダマメを栽培予定です。農機具は草刈機、管理機を各1台購入予定です。利用権設定後の経営面積は約20a となります。</p> <p>地区審議会で審議したところ、すべての項目で問題なく承認相当との意見でした。</p>
<p>議長</p>	<p>ただいまの報告について、質問・意見はありませんか。</p> <p>(質問・意見なし)</p>
<p>議長</p>	<p>なければ2番について、植田地区の委員さんは現地調査報告と地区審議会での意見を報告してください。</p>
<p>8番加藤委員</p>	<p>申請地の地番、地積、申請者等については議案の通りです。現地調査報告です。申請地は、植田市民行政センターより南東へ約530mの距離に位置した農地であり、現地はタマネギ、ハクサイ、ブロッコリーが栽培されていました。利用権設定を受ける者の経営状況・営農計画です。借受人は新規就農者で、申請地において野菜を栽培予定です。農機具は管理機、草刈機を各1台所有しています。利用権設定後の経営面積は約1a となります。</p> <p>地区審議会で審議したところ、すべての項目で問題なく承認相当との意</p>

議長	<p>見でした。</p> <p>ただいまの報告について、質問・意見はありませんか。</p> <p>(質問・意見なし)</p>
議長	<p>なければ16ページ 3番について、植田地区の委員さんは現地調査報告と地区審議会での意見を報告してください。</p>
8番加藤委員	<p>申請地の地番、地積、申請者等については議案の通りです。現地調査報告です。申請地は、植田市民行政センターより南東へ約670mの距離に位置した農地であり、現地はカボチャ、ジャガイモ、ネギが栽培されていました。利用権設定を受ける者の経営状況・営農計画です。借受人は新規就農者で、申請地においてハクサイ、ダイコンを栽培予定です。農機具は管理機、草刈機を各1台所有しています。利用権設定後の経営面積は約3a となります。</p> <p>地区審議会で審議したところ、すべての項目で問題なく承認相当との意見でした。</p>
議長	<p>ただいまの報告について、質問・意見はありませんか。</p> <p>(質問・意見なし)</p>
議長	<p>なければ17ページ 1番について、大南地区の委員さんは現地調査報告と地区審議会での意見を報告してください。</p>
10番長尾委員	<p>申請地の地番、地積、申請者等については議案の通りです。現地調査報告です。申請地は、大分南高等学校より南へ約800mの距離に位置した農地であり、現地は耕起されていました。利用権設定を受ける者の経営状況・営農計画です。借受人は新規就農者で、申請地において水稻を栽</p>

	<p>培予定です。農機具はトラクター、田植機、コンバイン、草刈機を各1台所有しています。利用権設定後の経営面積は約11a となります。</p> <p>地区審議会で審議したところ、すべての項目で問題なく承認相当との意見でした。</p>
議長	<p>ただいまの報告について、質問・意見はありませんか。</p> <p>(質問・意見なし)</p>
議長	<p>なければ2番について、大南地区の委員さんは現地調査報告と地区審議会での意見を報告してください。</p>
10番長尾委員	<p>申請地の地番、地積、申請者等については議案の通りです。現地調査報告です。申請地は、戸次小学校より南へ約1kmの距離に位置した農地であり、現地は耕起されていきました。利用権設定を受ける者の経営状況・営農計画です。借受人は、申請地において水稻を栽培予定です。農機具は草刈機を6台、トラクター、田植機、コンバインを各1台所有しています。利用権設定後の経営面積は約163a となります。</p> <p>地区審議会で審議したところ、すべての項目で問題なく承認相当との意見でした。</p>
議長	<p>ただいまの報告について、質問・意見はありませんか。</p> <p>(質問・意見なし)</p>
議長	<p>なければ、次の18ページから20ページまでは再設定ですので、説明は事務局からお願いします。</p>
事務局	<p>18ページ 1番です。土地の表示、申請者等については議案の通りです。権利内容は現状と同様の再設定です。</p>

	<p>2番です。土地の表示、申請者等については議案の通りです。権利内容は現状と同様の再設定です。</p> <p>3番です。土地の表示、申請者等については議案の通りです。権利の期間については3年から5年に変更し、賃借料は現状と同様の再設定です。</p> <p>4番です。土地の表示、申請者等については議案の通りです。権利内容は現状と同様の再設定です。</p> <p>19ページ 5番です。土地の表示、申請者等については議案の通りです。利用権を設定する方が3人おりますが、それぞれ権利内容は現状と同様の再設定です。</p> <p>6番です。土地の表示、申請者等については議案の通りです。権利内容は現状と同様の再設定です。</p> <p>20ページ 1番です。土地の表示、申請者等については議案の通りです。権利内容は現状と同様の再設定です。</p> <p>それぞれの地区審議会で審議していただいたところ、すべての項目で問題なく承認相当との意見でした。</p>
議長	<p>これまでの報告について、質問・意見はありませんか。</p> <p>(質問・意見なし)</p>
議長	<p>なければ、第3号議案について採決します。</p> <p>第3号議案について、承認することに賛成の方は挙手をお願いします。</p> <p>(全員挙手)</p>
議長	<p>全員賛成ですので、第3号議案は承認します。</p> <p>次に、21ページ 第4号議案 旧農業経営基盤強化促進法第18条第1項に基づく農用地利用集積計画作成及び農地中間管理事業の推進に関する法律第18条に基づく農用地利用集積等促進計画作成のための審議を行います。説明は21ページから23ページまで事務局からお願いします。</p>

事務局

21ページ 1番です。土地の表示、申請者、権利等は議案の通りです。現地調査報告です。申請地は、野田地区、国分二地区に位置した農地であり、現地の1筆の一部は腰丈程度の雑草が生えており、一部はハウスが設置され、1筆は保全管理されていきました。配分先の経営状況・営農計画です。農地中間管理事業で公社を通じての3者契約です。配分先は新規就農者で麦、露地野菜を栽培する計画であり、契約成立後の経営面積は約16a となります。

22ページ 1番です。土地の表示、申請者、権利等について議案の通りです。現地調査報告です。申請地は、宮尾地区に位置した農地であり、現地は保全管理されていきました。配分先の経営状況・営農計画です。農地中間管理事業で公社を通じての3者契約です。配分先は新規就農者で主にピーマンを栽培する計画であり、契約成立後の経営面積は約54a となります。

2番です。土地の表示、申請者、権利等については議案の通りです。現地調査報告です。申請地は、尾津留地区、楠木生地区に位置した農地であり、現地の3筆は露地野菜が栽培され、その他は保全管理されていきました。配分先の経営状況・営農計画です。農地中間管理事業で公社を通じての3者契約です。配分先は主に露地野菜を栽培する2人の認定農業者で、契約成立後の経営面積はそれぞれ約10.6ha、約2.4ha となります。

23ページ 1番です。土地の表示、申請者、権利等については議案の通りです。現地調査報告です。申請地は、新田地区に位置した農地であり、現地はハウスが設置されていきました。配分先の経営状況・営農計画です。農地中間管理事業で公社を通じての3者契約です。配分先は主にニラを栽培する認定農業者で、契約成立後の経営面積は約252a となります。

2番です。土地の表示、申請者、権利等については議案の通りです。現地調査報告です。申請地は、新田地区に位置した農地であり、現地の1筆は保全管理され、その他はハウスが設置されていきました。配分先の経

議長	<p>営状況・営農計画です。農地中間管理事業で公社を通じての3者契約です。配分先は主に二ヲを栽培する認定農業者で、契約成立後の経営面積は約182a となります。</p> <p>それぞれの地区審議会で審議していただいたところ、すべて承認相当との意見でした。</p> <p>ただいまの報告について、質問・意見はありませんか。</p> <p>(質問・意見なし)</p>
議長	<p>なければ、第4号議案について採決します。</p> <p>第4号議案について、承認することに賛成の方は挙手をお願いします。</p> <p>(全員挙手)</p>
議長	<p>全員賛成ですので、第4号議案は承認します。</p> <p>次に、24ページ 第5号議案 非農地証明願について、事務局より報告してください。</p>
事務局	<p>24ページ 1番から3番までの4筆はすべて連なった農地で、現地の状況も同じですので一括して報告します。土地の表示、願人等については議案の通りです。</p> <p>証明内容は2014年頃から耕作放棄により山林化しているとのことです。現地調査報告です。申請地は、植田西中学校より北東へ約740mの距離に位置した農地であり、現地は山林化していました。</p> <p>25ページ 4番です。土地の表示、願人等については議案の通りです。証明内容は1975年頃から農道として利用しているとのことです。現地調査報告です。申請地は、大分県警察学校より南東へ約1.2kmの距離に位置した農地であり、現地は農道として利用されていました。</p> <p>植田・野津原地区審議会で審議していただいたところ、4件ともすべて</p>

	<p>非農地相当であるとの意見でした。</p>
議長	<p>ただいまの報告について、質問・意見はありませんか。</p> <p>(質問・意見なし)</p>
議長	<p>なければ、第5号議案について採決します。</p> <p>第5号議案について、非農地決定することに賛成の方は挙手をお願いします。</p> <p>(全員挙手)</p>
議長	<p>全員賛成ですので、第5号議案は非農地決定します。</p> <p>次に、26ページ 第6号議案 農業振興地域整備計画の変更に係る農地転用計画事前協議 1番について、植田地区の委員さんは現地調査報告と地区審議会での意見を報告してください。</p>
8番加藤委員	<p>申請地の地番、地積、申請者等については議案の通りです。現地調査報告です。申請地は、植田小学校より南へ約1.1kmの距離に位置する農地であり、現地は保全管理の状態でした。転用者の状況です。本申請は、地元自治会が公民館として利用するものです。農地区分です。申請地は、おおむね10ヘクタール以上の規模の一団の農地の区域内にある農地であるため、農振解除後は第1種農地に該当します。</p> <p>地区審議会で審議したところ、承認相当との意見でした。</p>
議長	<p>ただいまの報告について、質問・意見はありませんか。</p> <p>(質問・意見なし)</p>
議長	<p>なければ27ページ 1番について、大南地区の委員さんは現地調査報告</p>

	<p>と地区審議会での意見を報告してください。</p>
10番長尾委員	<p>申請地の地番、地積、申請者等については議案の通りです。現地調査報告です。申請地は、戸次中学校より北西へ約450mの距離に位置する農地であり、現地は保全管理の状態でした。転用者の状況です。本申請は、貸事業用地（車両置場）として利用するものです。農地区分です。申請地は、おおむね10ヘクタール以上の規模の一団の農地の区域内にある農地であるため、農振解除後は第1種農地に該当します。</p> <p>地区審議会で審議したところ、承認相当との意見でした。</p>
議長	<p>ただいまの報告について、質問・意見はありませんか。</p> <p>(質問・意見なし)</p>
議長	<p>なければ28ページ 1番について、大分地区の委員さんは現地調査報告と地区審議会での意見を報告してください。</p>
13番二宮委員	<p>申請地の地番、地積、申請者等については議案の通りです。現地調査報告です。申請地は、大分西中学校より南西へ約1.7kmの距離に位置する農地であり、現地は保全管理の状態でした。転用者の状況です。本申請は、建築機械等の販売事業を営む法人が重機置場用地として利用するものです。農地区分です。申請地は、農地の広がりもなく、効率的な営農に適さない農地であるため、農振解除後はその他の農地（第2種農地）に該当します。</p> <p>地区審議会で審議したところ、承認相当との意見でした。</p>
議長	<p>これまでの報告について、質問・意見はありませんか。</p> <p>(質問・意見なし)</p>

議長	<p>なければ、第6号議案について採決します。</p> <p>第6号議案について、承認することに賛成の方は挙手をお願いします。</p> <p>(全員挙手)</p>
議長	<p>全員賛成ですので、第6号議案は承認します。</p> <p>次は、29ページ 第7号議案 利用状況調査に係る非農地決定についてです。説明は事務局からお願いします。</p>
事務局	<p>29ページ 第7号議案です。利用状況調査に係る非農地決定について、それぞれの地区審議会で審議していただいたところ、すべての案件で山林原野化しているということでした。そのため、市内全域で合計383筆、約2,173aの農地について非農地相当であるとの意見でした。</p>
議長	<p>ただいまの報告について、質問・意見はありませんか。</p> <p>(質問・意見なし)</p>
議長	<p>なければ、第7号議案について採決します。</p> <p>第7号議案について、非農地決定することに賛成の方は挙手をお願いします。</p> <p>(全員挙手)</p>
議長	<p>全員賛成ですので、第7号議案は非農地決定します。</p> <p>次に、30ページからの 第8号議案 報告事項について、事務局から報告をお願いします。</p>
事務局	<p>30ページから32ページです。農地法第3条の3の届出で、相続により農地を取得した届出が、合計で6件出ています。</p>

	<p>33ページから35ページです。農地法第4条第1項第7号の届出で、市街化区域内農地において所有者自身が転用する届出が、合計で12件出ています。</p> <p>36ページから39ページです。農地法第5条第1項第6号の届出で、市街化区域内農地において権利移動を伴う転用の届出が、合計で38件出ています。</p> <p>40ページです。農地法第18条第6項の通知で、利用権において双方合意での解約の通知が、1件出ています。</p> <p>最後は、41ページです。農地について条件付権利の仮登記の設定が、1件出ています。8筆の農地のうち、備考欄に非農地と記載している3筆は、以前に非農地決定をしている農地です。</p>
議長	<p>ただいまの報告について、質問・意見はありませんか。</p> <p>(質問・意見なし)</p>
議長	<p>なければ、その他協議事項について事務局からお願いします。</p>
事務局	<p>ありません。</p>
議長	<p>以上で定例総会に提出されている議案はすべて終了しました。これで第33回定例総会を閉会します。</p>